特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	子ども医療費助成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南城市は、子ども医療費助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

南城市長

公表日

令和8年9月15日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	南城市子ども医療費助成条例に基づき、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健全な育成に寄与することを目的として、特定個人情報ファイルを使用し、子どもの医療費の一部を助成する事務を実施する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定及び南城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 医療費の助成の申請の受理、審査又は応答に関する事務 (2) 資格喪失・申請事項変更届の受理又は審査に関する事務 (3) 医療受給者証の有効期間の更新に係る審査に関する事務又は医療受給者証の有効期間の更新の申請の受理、審査又は応答に関する事務 〈Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る子ども医療費助成事務〉 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、子ども医療費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る子ども医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に子ども医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1. 子ども医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. Public Medical Hub（PMH）
2. 特定個人情報ファイル名	
（1）子ども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法9条第2項 番号条例別表第1第1項 番号利用法19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　こども相談課
②所属長の役職名	こども相談課長
6. 他の評価実施機関	
―	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒901－1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所　総務部　総務課　行政係 電話：098－917－5378　FAX：098－917－5424 E-mail：soumu@city.nanjo.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901－1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所　健康福祉部　こども相談課　給付助成係 電話：098－917－5212　FAX：098－917－5429 E-mail：kodomosoudan@city.nanjo.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、子ども医療費助成に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	5.①部署	福祉部こども相談課	健康福祉部こども相談課	事後	
	7. 請求先	〒901－1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所　総務部　総務課　行政係 電話:098－917－5378　FAX:098－917－5424 E-mail : soumu@city.nanjo.okinawa.jp	〒901－1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所　総務部　総務課　行政係 電話:098－917－5378　FAX:098－917－5424 E-mail : soumu@city.nanjo.lg.jp	事後	
	8. 連絡先	〒901－1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所　福祉部　こども相談課　給付助成係 電話:098－917－5212　FAX:098－917－5429 E-mail : kodomosoudan@city.nanjo.okinawa.jp	〒901－1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所　健康福祉部　こども相談課　給付助成係 電話:098－917－5212　FAX:098－917－5429 E-mail : kodomosoudan@city.nanjo.lg.jp	事後	
	Ⅱ1. いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和7年4月1日	事後	
	Ⅱ2. いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和7年4月1日	事後	
	Ⅰ1②. 事務の概要	南城市子ども医療費助成条例に基づき、子ども医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定及び南城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 医療費の助成の申請の受理、審査又は応答に関する事務 (2) 資格喪失・申請事項変更届の受理又は審査に関する事務 (3) 医療受給者証の有効期間の更新に係る審査に関する事務又は医療受給者証の有効期間の更新の申請の受理、審査又は応答に関する事務	南城市子ども医療費助成条例に基づき、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健全な育成に寄与することを目的として、特定個人情報ファイルを使用し、子どもの医療費の一部を助成する事務を実施する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定及び南城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 医療費の助成の申請の受理、審査又は応答に関する事務 (2) 資格喪失・申請事項変更届の受理又は審査に関する事務 (3) 医療受給者証の有効期間の更新に係る審査に関する事務又は医療受給者証の有効期間の更新の申請の受理、審査又は応答に関する事務 （Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る子ども医療費助成事務） ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、受給資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る子ども医療費助成の受給資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に子ども医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、受給資格情報を医	事後	
	Ⅰ1③. システムの名称	1. 子ども医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 子ども医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. Public Medical Hub（PMH）	事後	
	Ⅰ3. 法令上の根拠	番号条例別表第1第1項	番号利用法第9条第2項 番号条例別表第1第1項 番号利用法第19条第6号	事後	
	Ⅱ1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	2）1,000人以上1万人未満	2）1万人以上10万人未満	事後	
	Ⅱ1. いつ時点の計数か	令和7年4月1日	令和8年3月31日	事後	
	Ⅱ2. いつ時点の計数か	令和7年4月1日	令和8年3月31日	事後	
	Ⅳ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		2）十分である	事後	